

こども計画及び包含する予定の各種計画一覧

計画名	根拠法等	計画の趣旨・概要など	現計画策定時以後の関連情報 (令和6年5月現在)
現行計画で包含している計画			
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年に成立した改正児童福祉法において、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」を地域子ども・子育て支援事業に位置付け ・産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付ける法案を提出（令和6年）
次世代育成支援行動計画（市町村行動計画）	次世代育成支援対策推進法	地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の実施等に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法の有効期限が10年間延長される法案の提出（令和6年）
子ども・若者育成支援計画	子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者育成支援推進大綱を勘案した、子ども・若者育成支援に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者育成支援推進大綱（第3次）（令和3年） すべての子供・若者の健やかな育成、困難を有する子供・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、子供・若者の成長のための社会環境の整備、子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援が5本の柱 ・子ども・若者育成支援推進大綱がこども大綱に一元化（令和5年） ・ヤングケアラーを子ども・若者支援の対象として明記する法案を提出（令和6年）

計画名	根拠法等	計画の趣旨・概要など	現計画策定時以後の関連情報 (令和6年5月現在)
子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策に関する大綱を勘案した、子どもの貧困対策に関する計画	・子どもの貧困対策に関する大綱がこども大綱に一元化（令和5年）
母子父子自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画	・児童扶養手当の拡充等、ひとり親支援策の改善
母子保健計画	厚生労働省通知（雇児発 0617 第1号 平成26年6月17日）	地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立や、効果的な母子保健施策の推進に関する計画	・厚生労働省通知（雇児発 0617 第1号 平成26年6月17日）の廃止、成育医療等基本方針に基づく計画策定指針の作成（令和5年）
子ども・子育て支援事業計画と一体的なものとする計画			
放課後子ども総合プラン行動計画	「新・放課後子ども総合プラン」について（30文科生第396号）	全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・「新・放課後子ども総合プラン」が令和5年度末で終了 ・「放課後児童対策パッケージ」の取りまとめ（令和5年） ニーズの高まり等により、放課後児童健全育成事業（学童保育室）の受け皿整備が引き続き喫緊の課題であることから、放課後児童対策を一層強化ために令和5～6年度に取り組むべき内容を記載

計画名	根拠法等	計画の趣旨・概要など	現計画策定時以後の関連情報 (令和6年5月現在)
こども計画	こども基本法	こども大綱を勘案した、こども施策の総合的な推進に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・こども大綱の策定（令和5年） 少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化 ・こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年） ・幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（令和5年） ・こども未来戦略の「加速化プラン」を着実に実行するために、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案を提出 経済的支援の強化として児童手当の拡充や妊婦のための支援給付の創設、こども・子育て世帯を対象とする支援の拡充として妊婦等包括相談支援事業やこども誰でも通園制度の創設

「自治体子ども計画策定のためのガイドライン（案）」より抜粋

こども基本法第十条の4および5では、自治体子ども計画は“子ども・若者育成支援推進法第九条第一（二）項に規定する都道府県（市町村）子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一（二）項に規定する都道府県（市町村）計画その他法令の規定により都道府県（市町村）が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる”とされています。自治体子ども計画策定にあたってはこれを考慮し、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとするのが期待されます。

一体とできる計画や計画と紐付く法令・指針の例

法令	計画	策定指針（大綱含む）
こども基本法 第10条	自治体子ども計画	こども大綱
子ども・若者育成支援推進法 第9条	都道府県（市町村）子ども・若者計画	子供・若者育成支援推進大綱（こども大綱に一元化）
子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条	都道府県（市町村）計画	子供の貧困対策に関する大綱（こども大綱に一元化）
-	-	少子化社会対策大綱（こども大綱に一元化）
次世代育成支援対策推進法 第8条、第9条	都道府県（市町村）行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
子ども・子育て支援法 第61条、第62条	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、市町村子ども・子育て支援事業計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）
母子及び父子並びに寡婦福祉法 第12条	自立促進計画	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 第17条	母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針 成育医療等基本方針に基づく評価指標
-	都道府県社会的養育推進計画	都道府県社会的養育推進計画の策定要領（「都道府県社会的養育推進計画」の策定についての別添）
-	新子育て安心プラン実施計画	新子育て安心プラン

こども計画の体系案

基本理念

（現計画より）すべての家庭が安心して子育てができ、
すべての子ども・若者が健やかに心豊かに育つまち いるま

こども施策に関する重要事項

- I こどものライフステージに応じた支援
- II 子育て家庭への支援
- III ライフステージを通して行う支援

現計画の体系（基本目標・施策の方向性）

こども計画の体系案での位置づけ

1 子どもの権利を守るために	①子どもの権利の周知と理解の促進	⇒Ⅲ - (11)
	②児童虐待防止対策の充実	⇒Ⅲ - (12)
	③障害児施策の充実	⇒Ⅰ - (2), Ⅲ - (13)
	④多様性を認める環境整備	⇒Ⅲ - (13)
2 幼児教育・保育を充実させるために	⑤幼児教育・保育施設の充実	⇒Ⅰ - (4)
	⑥幼児教育・保育環境の整備	⇒Ⅰ - (3), Ⅱ - (10)
3 地域で子育て・子育てを支援するために	⑦多様な子育て支援事業の充実	⇒Ⅱ - (9)
	⑧放課後の居場所や活動の場づくりの推進	⇒Ⅰ - (5), Ⅱ - (9)
	⑨仕事と家庭の両立支援の推進	⇒Ⅱ - (9)
	⑩地域ぐるみの支援	⇒Ⅱ - (9)
4 若者が自分らしく自立し、躍動できるために	⑪若者自身の力を伸ばし、自信と希望をもって 社会を生き抜く力を育てるための取組	⇒Ⅰ - (5), Ⅰ - (7)
	⑫困難な状況に応じた支援	⇒Ⅲ - (12)
	⑬次世代の育成	⇒Ⅰ - (7)
	⑭健やかな成長を支える環境の整備	⇒Ⅰ - (8)
5 生まれ育った環境に左右されないために	⑮子どもの貧困への対策	⇒Ⅰ - (6), Ⅰ - (7), Ⅲ - (14)
	⑯ひとり親家庭への支援の充実	⇒Ⅰ - (6), Ⅰ - (7), Ⅲ - (14)
6 親子の健康を増進するために	⑰妊娠期からの切れ目ない支援	⇒Ⅰ - (1), Ⅲ - (15)
	⑱保健対策の充実	⇒Ⅰ - (1), Ⅰ - (2), Ⅲ - (15)
	⑲小児医療の充実・予防接種の実施	⇒Ⅰ - (1), Ⅱ - (10), Ⅲ - (15)

I こどものライフステージに応じた支援

妊娠期・出産期～乳幼児期

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援

現計画の施策の方向性：⑰, ⑱, ⑲

主な内容

- ・ こども家庭センター
- ・ 産前・産後ケア

(2) 発育・発達等の早期発見・早期支援

現計画の施策の方向性：③, ⑱

主な内容

- ・ 乳幼児健康診査
- ・ C L M等を活用した質の高い環境の整備

I こどものライフステージに応じた支援

乳幼児期～学童期

(3)幼児教育・保育の環境の整備

現計画の施策の方向性：⑥

主な内容

- ・ 幼児教育・保育の量の見込みと確保の内容

(4)幼児教育・保育の質の向上

現計画の施策の方向性：⑤

主な内容

- ・ C L M等を活用した質の高い環境の整備
- ・ 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

I こどものライフステージに応じた支援

学童期～思春期

(5)こどもの居場所づくりの推進

現計画の施策の方向性：⑧, ⑩

主な内容

- ・学童保育室と放課後子ども教室
- ・児童センター
- ・地域におけるこどもの居場所

(6)困難な状況に応じた支援、配慮が必要な子どもへの支援

現計画の施策の方向性：⑫, ⑮, ⑯

主な内容

- ・ヤングケアラー支援
- ・不登校・いじめ・自殺対策
- ・生活困窮世帯等に対する学習支援

I こどものライフステージに応じた支援

思春期～青年期

(7)社会的自立・自己形成に向けた支援

現計画の施策の方向性：⑪, ⑬, ⑮, ⑯

主な内容

- ・生活困窮世帯等に対する学習支援
- ・多様な体験・交流活動

(8)成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

現計画の施策の方向性：⑭

主な内容

- ・各種安全・安心な環境整備

Ⅱ 子育て家庭への支援

(9)地域における子育て支援、仕事と子育ての両立の推進

現計画の施策の方向性：⑦, ⑧, ⑨, ⑩

主な内容

- ・ 幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容
- ・ 子育て家庭のための環境整備

(10)子育てや教育に関する経済的負担の軽減

現計画の施策の方向性：⑥, ⑱

主な内容

- ・ 幼児教育・保育の無償化、子ども医療費をはじめとする経済的な支援

Ⅲ ライフステージを通して行う支援

(11) こどもの権利の周知・啓発

現計画の施策の方向性：①

主な内容

- ・ こどもの権利擁護
- ・ こどもの意見聴取の取組の研究

(12) 児童虐待防止対策

現計画の施策の方向性：②

主な内容

- ・ こども家庭センター

(13) インクルージョンの推進

現計画の施策の方向性：③, ④

主な内容

- ・ 障がい児支援
- ・ 多様性を認める環境の整備

(14) こどもの貧困対策・ひとり親支援

現計画の施策の方向性：⑮, ⑯

主な内容

- ・ 生活困窮世帯等に対する学習支援
- ・ 母子・父子自立支援事業

(15) 切れ目ない保健、医療の提供

現計画の施策の方向性：⑰, ⑱, ⑲

主な内容

- ・ 保健対策
- ・ 子ども医療費の支給

施策の推進体制

- こども施策の推進体制の強化

こども施策に関わる庁内関係課との連携強化

- 数値目標、指標の研究

こども家庭庁によるアウトカムやウェルビーイング指標の研究への対応

- P D C A サイクルの研究

こども家庭庁によるアウトカムやウェルビーイング指標の研究への対応と並行した点検・評価方法の研究